新専門医制度におけるサブスペシャルティ領域にかかる議論の経緯

令和元年度第４回　医道審議会
医師分科会　医師専門研修部会
令和２年３月１３日

資料1-1
一部改

背景

○ 2018年から開始された新専門医制度においては、平成25年の「専門医の在り方に関する検討会報告書」に基づき、基本領域の専門医を取得した上でサブスペシャルティ領域の専門医を取得する二段階制を基本とされてきた。

○ サブスペシャルティ領域については、日本専門医機構が、基本領域との連動研修を行うサブスペシャルティ領域として内科・外科・放射線科の23領域を独自に認定し、2019年4月からの研修開始が予定されていた。

サブスペシャルティ領域

今回の議論の対象

基本領域（19 領域）

内科　小児科　皮膚科　精神科　外科　整形外科　産婦人科　眼科　耳鼻咽喉科　泌尿器科　脳神経外科　放射線科　麻酔科　病理　臨床検査　救急科　形成外科　リハビリ科　総合診療

日本専門医機構が独自に認定しているサブスペシャルティ領域

内科領域

消化器病、循環器、呼吸器、血液、内分泌代謝、糖尿病、腎臓、肝臓、アレルギー、感染症、老年病、神経内科、リウマチ、消化器内視鏡、がん薬物療法

外科領域

消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺、内分泌外科

放射線領域

放射線治療、放射線診断

＜通常＞



＜連動研修（イメージ）＞



審議会等におけるこれまでの議論と今後の予定

○ **2019年3月 医師専門研修部会**
地方における専攻医の減少につながること等、地域医療提供体制への影響等への懸念が示されたことから、2019年4月からの研修開始の見送りが決定

○ **同年11月 医師専門研修部会**
前述の懸念は払拭されず、サブスペシャルティ領域について、集中的な議論を行うため、同審議会の委員と共にアカデミアや若手医師の代表を交えたワーキンググループを設置が決定

○ **2020年2月5日**
「サブスペシャルティ領域の在り方に関するワーキンググループ」を設置

○ **3月5日**　計3回の議論を踏まえ、とりまとめ

○ **3月13日**　医師専門研修部会にとりまとめ結果を報告

○ **2021年4月** 初年度の専攻医がサブスペシャルティ領域の研修を開始予定
※準備期間として、研修開始1年前(2020年4月)には領域決定が望ましい

「サブスペシャルティ領域の在り方に関するWG」構成員　（◎ 座長）

小倉崇以	済生会宇都宮病院　救急・集中治療科
角野文彦	滋賀県保健医療福祉部
釜萢敏	公益社団法人日本医師会常任理事
栗林幸夫	医療法人社団山中湖クリニック 理事長
國土典宏	国立国際医療研究センター病院　理事長
永井良三	自治医科大学　学長
牧野憲一	一般社団法人日本病院会常任理事
◎門田守人	日本医学会連合会長
山内英子	聖路加国際病院副院長・ブレストセンター長・乳腺外科部長
山口育子	認定NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

（五十音順、敬称略）

難病指定医・小慢指定医の告示改正について

現行の告示

- 難病指定医の要件の１つとして、厚生労働省告示で定める「認定機関が認定する専門医資格を有すること」が、難病法施行規則で定められている。
- 同告示では、現状、各学会が認定する専門医のほか、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が認定する専門医資格のうち、基本領域のみが規定されている。一方で、**機構が認定するサブスペシャルティ領域については規定されていない。**

課題

- 現時点で、機構認定サブスペシャルティ領域専門医については、複数の領域での認定が開始されているところ。また、一部の学会では、学会認定専門医から機構認定サブスペシャルティ領域専門医への更新・変更を推奨している状況。

（※現在開始されている領域は内分泌代謝・糖尿病内科、脳神経内科、膠原病・リウマチ内科、集中治療科、脊椎脊髄外科、放射線治療、放射線診断。ただし、その他のサブスペシャリティ領域の認定開始時期は、領域毎であり、開始時期も未定。）

- このため、今後、**機構認定サブスペシャルティ領域専門医の有資格者による、難病指定医への申請が増加することが見込まれる。**

改正内容

- 上記の課題を解決するため、**機構が認定する全ての専門医資格（基礎領域・サブスペシャルティ領域）を、指定医の要件として定める**ように告示の一部改正を行う。
- サブスペシャルティ領域は今後も追加されるものの、その名称や認定時期も未定であることから、具体的な資格名を列挙せず、**「日本専門医機構が行う認定に係る医師の専門性に関する資格」**と包括的に表現する。（右図参照。）

改　正　後

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。

認定機関	専門医の資格
（略）	（略）
日本専門医機構	内科専門医 ： 総合診療専門医 その他の日本専門医機構が行う認定に係る医師の専門性に関する資格

第四章　中小企業の活力の再生等

第六十二条～第六十四条　（略）

（純資産の額が一定の額以上であることその他の要件）

第六十四条の二　法第百四十条の三第四項第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第百四十条の三第一項の認定の申請の日（法第百四十条の四第一項の変更の認定の申請の日を含む。次号において「認定申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表（次号において単に「貸借対照表」という。）上の純資産の額が零を超えること。

二　貸借対照表上の社債及び借入金の合計額から貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書上の営業利益の額に減価償却費を加えた額で除して得た値が十以内であること。

第六十五条　（略）

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年十一月二十日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百九十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十五条第一項第一号イ及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の十第一項第一号の規定に基づき、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格及び児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十一月十九日　厚生労働大臣　上野賢一郎

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格及び児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部を改正する告示（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部改正）

第一条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。	
認定機関	専門医の資格
（略）	（略）
日本専門医機構	（略） その他の日本専門医機構が行う認定に係る医師の専門性に関する資格

改正前	
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。	
認定機関	専門医の資格
（略）	（略）
日本専門医機構	（略） （新設）

（児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。	
認定機関	専門医の資格
（略）	（略）
日本専門医機構	（略） その他の日本専門医機構が行う認定に係る医師の専門性に関する資格

改正前	
児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。	
認定機関	専門医の資格
（略）	（略）
日本専門医機構	（略） （新設）

附　則

この告示は、令和八年十二月一日から適用する。